○国土交通省告示第二百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月三日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋神戸線	八幡市美濃山細谷四三番一から同市美濃山千原谷一番一四まで	最大 九九 最小 四三	七八〇
	枚方市長尾家具町二丁目三番二〇地先から同市大字楠葉三九〇一番地先まで	最大 九〇 最小 三六	四、二九七
	高槻市大字上牧一三一四番地先から同市成合北の町一五八番地一まで	最大 一四七 最小 三六	五、一六九

○国土交通省告示第二百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年二月三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月三日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道名古屋神戸線	大津市上田上牧町字横落八四七番二から同市大石小田原町字小坂本四二七番まで	最大 四三四 最小 二三	一二、三四四
	京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺字高尾六番一から同府綴喜郡宇治田原町大字郷之口字豊前丈一〇一番まで	最大 一八三 最小 二八	五、六六二
	城陽市奈島池ノ首一四番三二から同市奈島坊ヶ谷一三番二まで	最大 二六一 最小 五二	六〇四

○国土交通省告示第二百八十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成二十八年二月三日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月三日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島市東沖洲一丁目二八番二から同市川内町米津三三八番四二まで	最大 四四〇 最小 七・七	五、三二九

○四国地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月三日　四国地方整備局長　石橋　良啓

	変更前	変更後
(一) 道路の種類	一般国道	
(二) 路線名	三十三号	
(三) 道路の区域 区間	高知県吾川郡いの町枝川字向山五八四二番一から同町枝川字椋二二七七番一〇地先まで	前 二九・四二〜八二・六六キロメートル 後 三四・四七〜一〇七・八五キロメートル
(四) 図面縦覧場所	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所	

○四国地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月三日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町枝川字向山五八四二番一から同町枝川字椋二二七七番一〇地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月三日

国会事項

衆議院

質問書提出

二月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

同和地区Ｗｉｋｉに関する質問主意書（初鹿明博提出）

日銀のマイナス金利政策をはじめとする金融政策に関する質問主意書（長妻昭提出）

会議

二月二日（火曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

二月二日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第八号

平成二十八年二月二日（火曜日）

午後二時開議

第一　国務大臣の発言に関する件（経済に関する発言について）

質問主意書提出

二月一日議員から次の質問主意書が提出された。

クルーズ船受入港の体制に関する質問主意書（大久保勉提出）（第三二号）

質問主意書転送

二月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

東京オリンピック・パラリンピックに向けてのトイレ整備に関する質問主意書（有田芳生提出）（第二九号）

国鉄共済年金に係る不均衡の是正に関する質問主意書（吉田忠智提出）（第三〇号）

軽減税率制度に関する質問主意書（吉川沙織提出）（第三一号）

人事異動

法務省

（広島区検察庁副検事）副検事　大谷　浩治

（九州地方更生保護委員会委員）

地方更生保護委員会委員　山内　優子

辞職を承認する（各通）（一月三十一日）　神谷　梅代

地方更生保護委員会委員（九州地方更生保護委員会委員）に任命する（二月一日）

財務省

（財務総合政策研究所副所長）

財務事務官　大西　淳也

財務総合政策研究所長冨永哲夫外国出張不在中同所長事務代理を命ずる